名護市保育施設等利用調整基準

【調整指数】（加算）

優先利用項目			優先利用調整要件	指数
A	ひとり親家庭	1	ひとり親家庭(下記以外のひとり親家庭)	65
		2	保育ができる60歳未満の親族等と同居している場合（同一住所を含む）	45
B	生活保護世帯等（就労・求職活動に加点）	4	生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合（※ひとり親世帯の場合は、ひとり親家庭の加点を優先）	30
C	失業により、就労の必要性が高い場合	5	生計中心者の失業（自発的実業を除く。）により生活困窮にあり、就労の必要性が高い世帯で就労先が確定した場合	25
D	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	6	過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	※1
		7	保護者が、配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められる場合	※2
		8	保護者が児童を養育する能力が著しく欠如していると認められる場合	※3
E	子どもが障がい等を有する場合	9	申込みの子どもが障がい等を有する場合 身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A1・2、特別児童扶養手当の支給対象、医師の診断書・意見書等がある場合	25
F	保護者・同居人が障がい等を有する場合	10	保護者が次の障がい等を有する場合 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、医師の診断書・意見書等で同等の障がい等がある場合	3（同居人は2）
		11	保護者が次の障がい等を有する場合 身体障害者手帳3級以下、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級以下、医師の診断書・意見書等で同等の障がい等がある場合	2（同居人は1）
G	育児休業明け	12	○再保育利用の場合 保護者が育児休業を取得し自主的に利用終了した場合において、育児休業終了後再び利用終了した子どもの申込みをする場合	25
		13	○新規保育利用の場合 育児休業明け予定者	5
H	兄弟姉妹（多胎児を含む）がすでに保育園を利用している場合	14	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同時に、同じ保育園を希望する場合	5
		15	既に兄弟姉妹が保育園を利用している場合で、同じ保育園を第1希望で新規申込する場合	10
		16	既に兄弟姉妹が保育園を利用している場合で、兄弟姉妹のどちらかの保育園を第1希望で異動申込する場合	25
		17	既に兄弟姉妹が保育園を利用している場合、または同時に申込む場合	1
I	小規模保育事業所の卒園児	18	小規模保育事業所を卒園した子どもが連携施設に入所を希望する場合	25
		19	連携施設がない小規模保育事業所を卒園した場合	25
		20	小規模保育事業所を卒園した子どもが連携施設以外に入所を希望する場合	5
		21	小規模保育事業所を希望していないにもかかわらず、利用調整の結果、小規模保育事業所に入所した子どもが卒園する場合	30
J	その他	22	特定保育施設等に保育士、幼稚園教諭、保育教諭等として勤務する場合	※5
		23	市内の保育施設で勤務する場合	4
		24	その他特別な事情がある場合	※6

【調整指数】(減算)

指数減算				利用調整の指数減算要件	調整
J	減算	25	市外在住	保護者が市外に在住し、かつ、市内に在勤・在学している場合（名護市への転入予定がわかる場合を除く。）※22に該当する場合は減点なし	−35
		26		保護者が市外に在住し、かつ、市外に在勤・在学している場合（名護市への転入予定がわかる場合を除く。）※22に該当する場合は減点なし	−40
		27	就労実態	親族が経営している事業等に就労し、配偶者控除または扶養控除の対象になっている場合	−5
		28	保育料滞納	保育料の滞納があるが、児童手当から分納している場合	−5
		29		正当な理由がなく、保育料を滞納している場合 －5×((－2×滞納月数))	−7～
		30	同居親族	60歳未満の同居親族の保育の必要性がない場合	−5
備考	1　※1～※6は、それぞれの実情に応じて点数をつける。				
	2　同点の場合は、別に定める基準により順位付けを行う。				